

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部 第12回本部員会議

次 第

日時 令和2年7月22日（水）

午後4時15分から

場所 別館9階 特別第1会議室

1 開 会

2 議 事

- | | |
|----------------------------------|-----|
| (1) 新型コロナウイルス感染症の県内の状況及び対策 | 資料1 |
| (2) 熱海地域でのクラスターを踏まえた今後の対応方針（案） | 資料2 |
| (3) 「ふじのくにシステム」に基づく移動に関する行動制限（案） | 資料3 |

3 知事からの指示

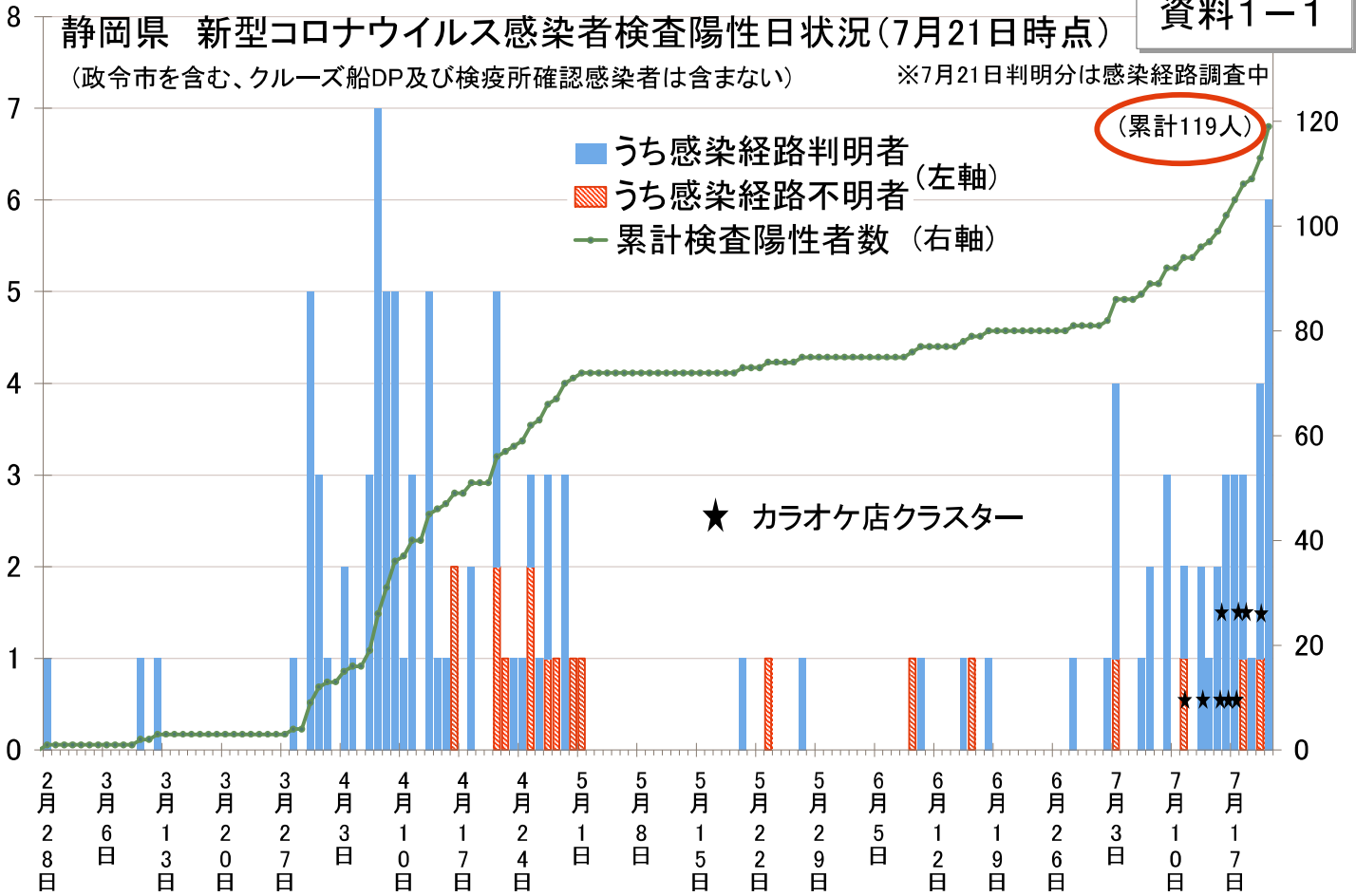
4 閉 会

※本部員会議終了後、午後5時から知事記者会見を開催（別館2階第2会議室）

静岡県 新型コロナウイルス感染者検査陽性日状況(7月21日時点)

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)

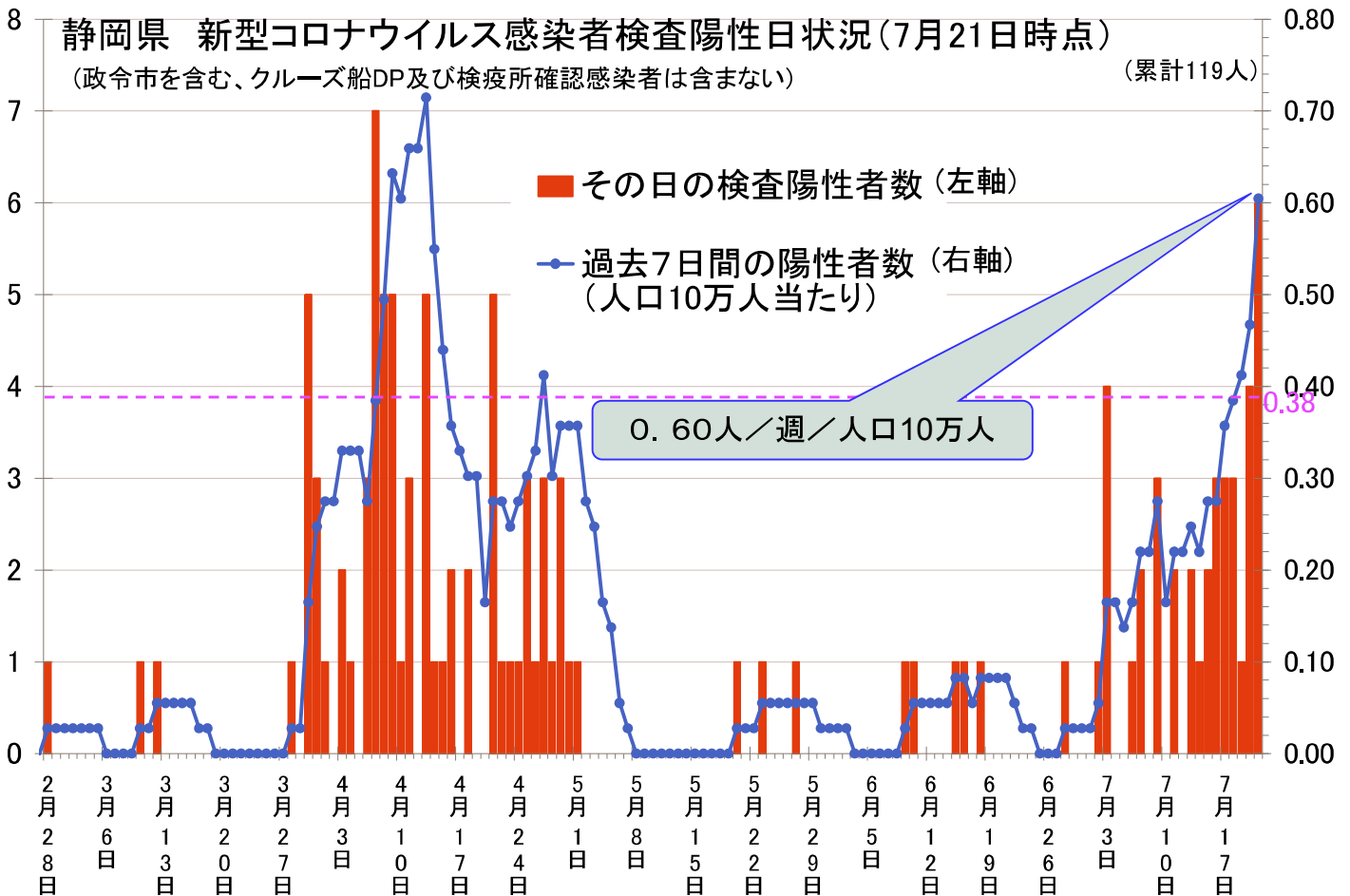
※7月21日判明分は感染経路調査中



静岡県 新型コロナウイルス感染者検査陽性日状況(7月21日時点)

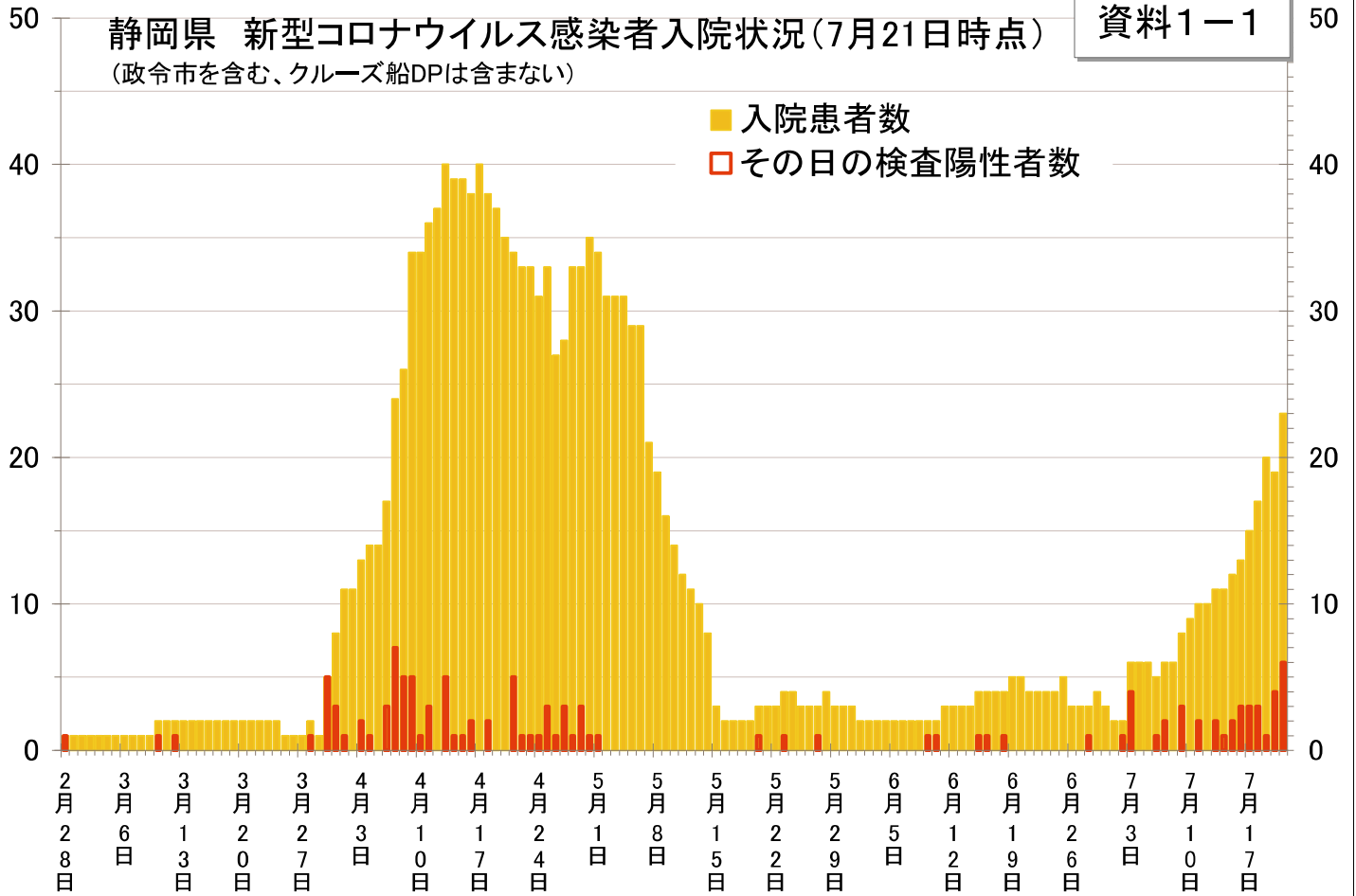
(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)

(累計119人)



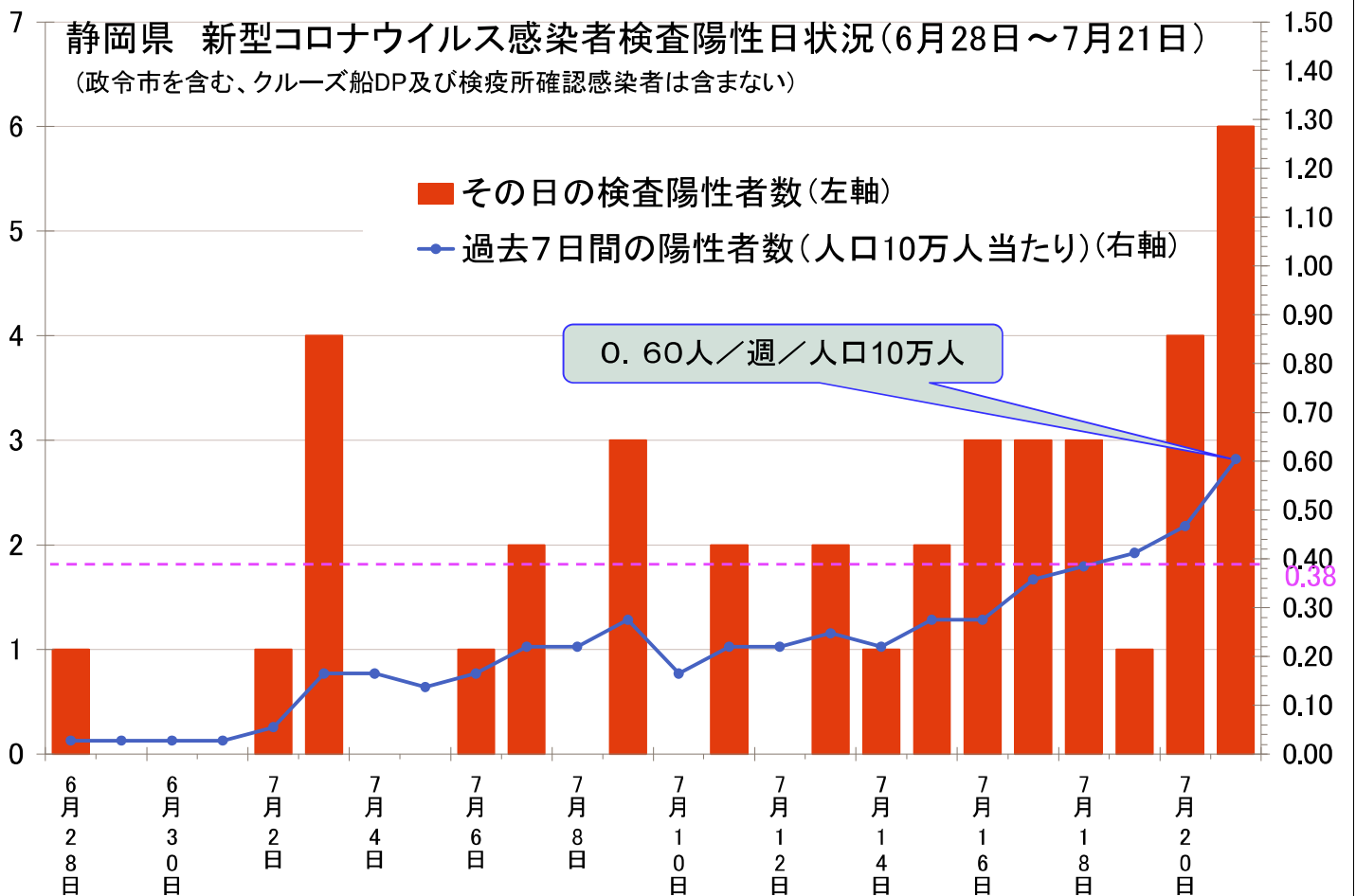
静岡県 新型コロナウイルス感染者入院状況(7月21日時点)

(政令市を含む、クルーズ船DPIは含まない)



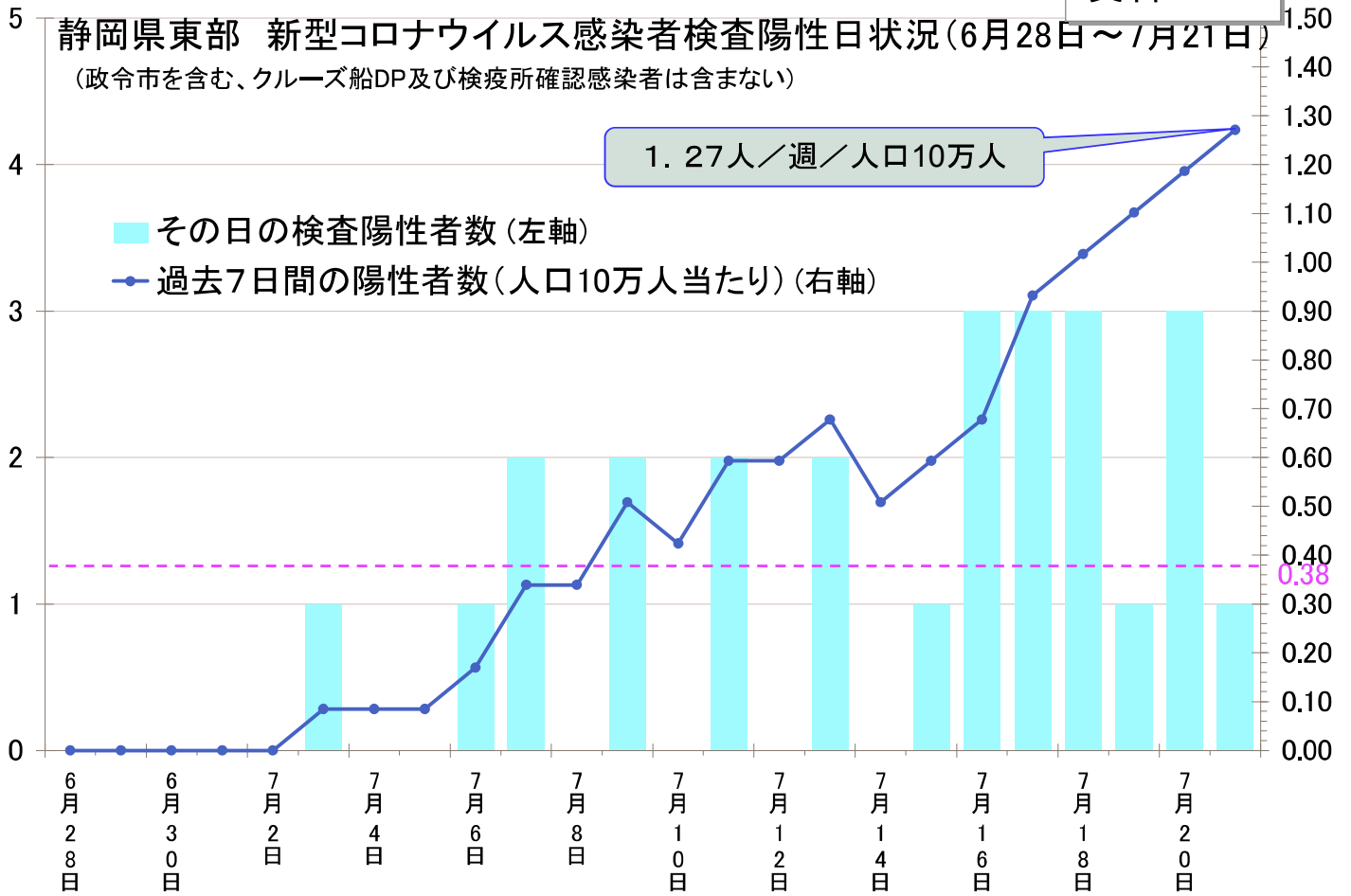
静岡県 新型コロナウイルス感染者検査陽性日状況(6月28日~7月21日)

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)



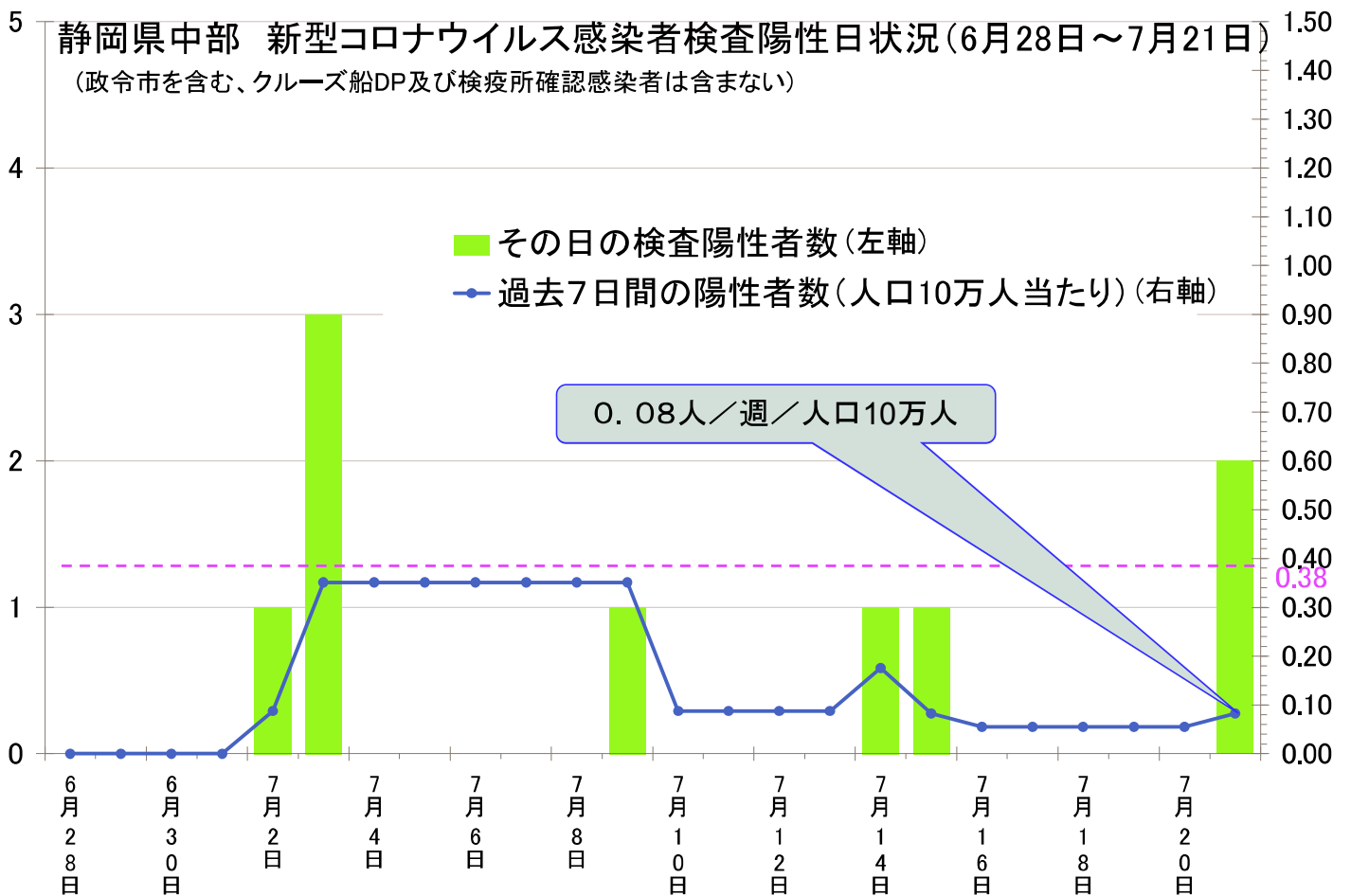
静岡県東部 新型コロナウイルス感染者検査陽性日状況(6月28日～7月21日)

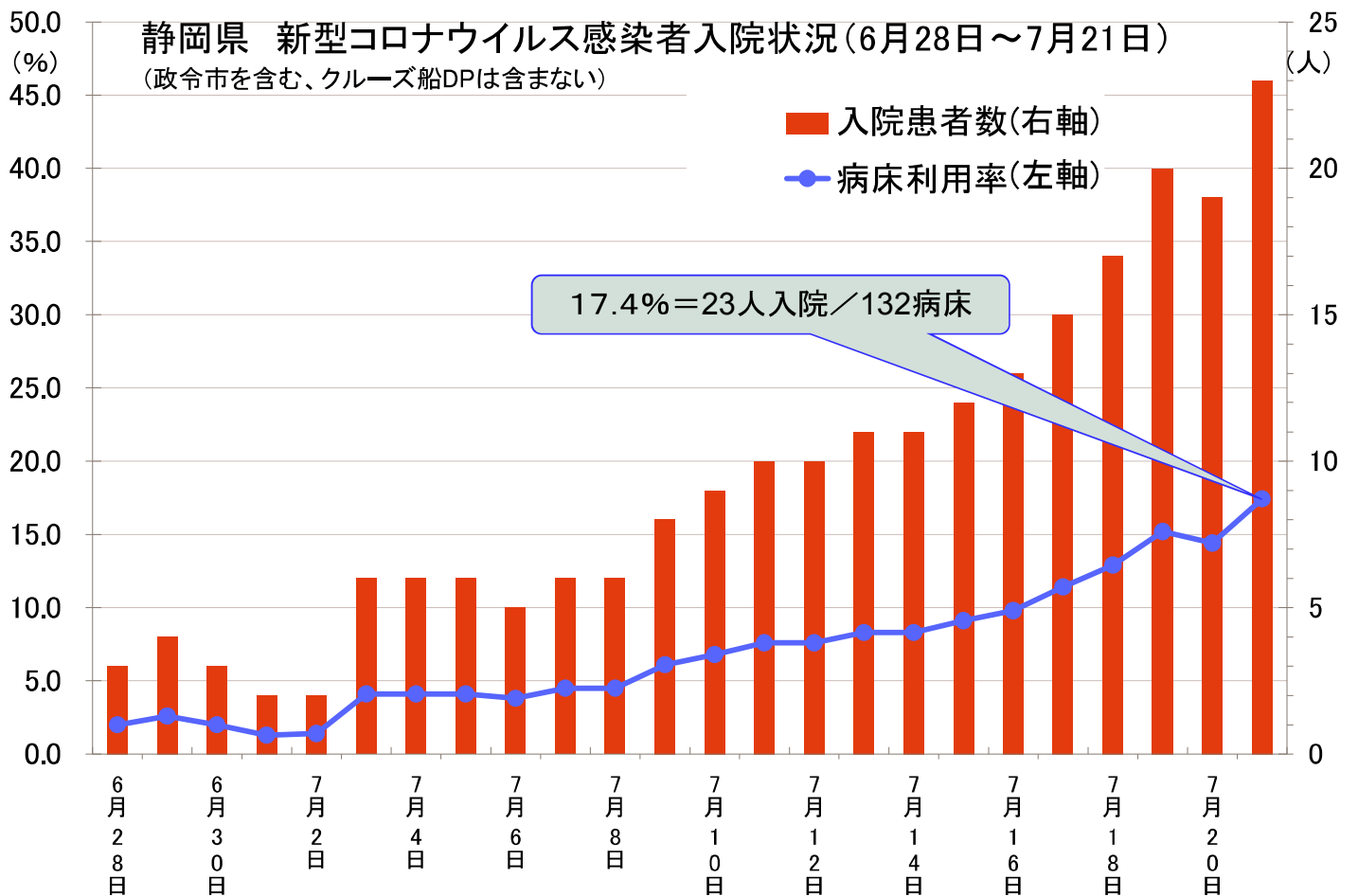
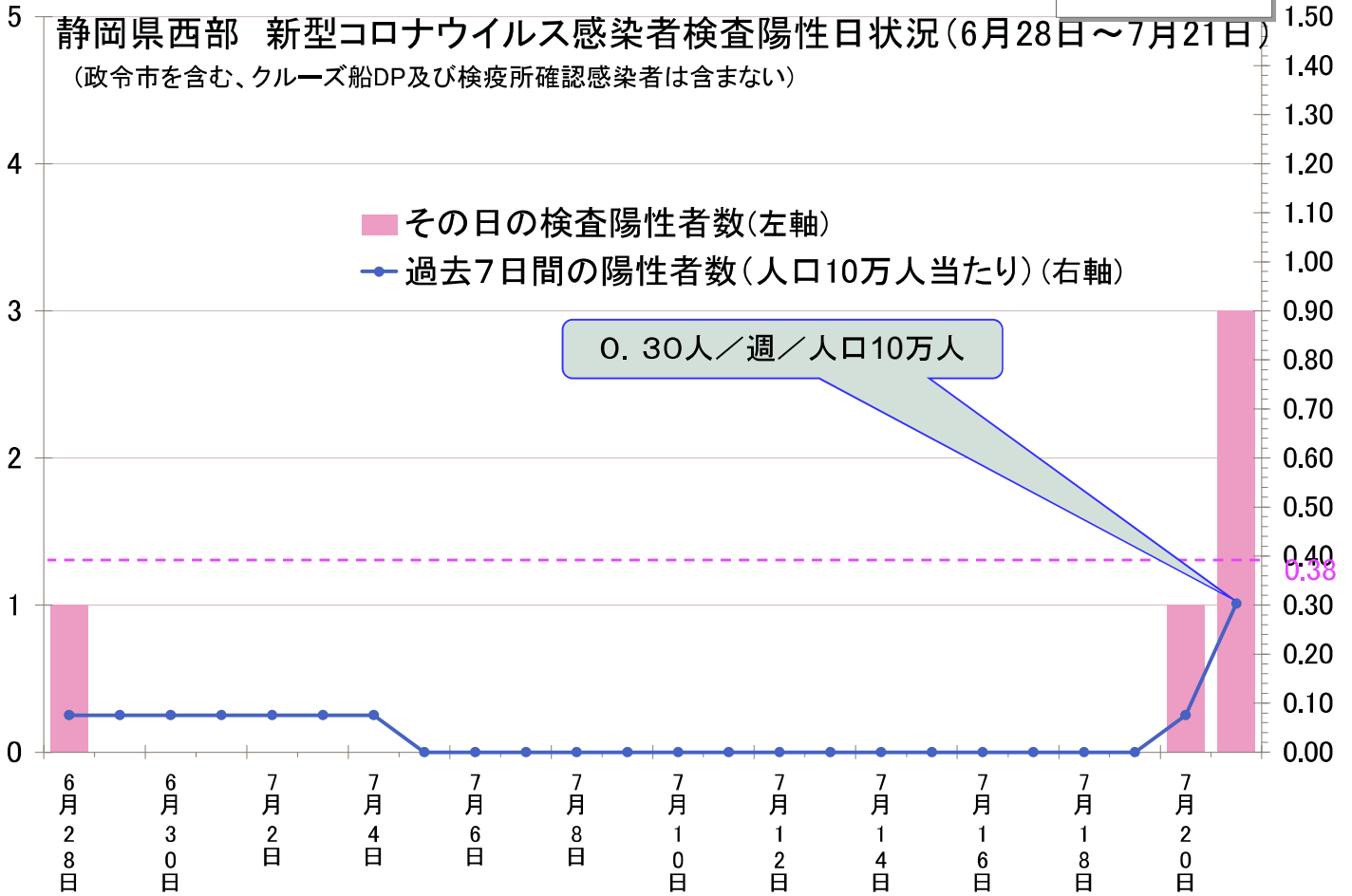
(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)

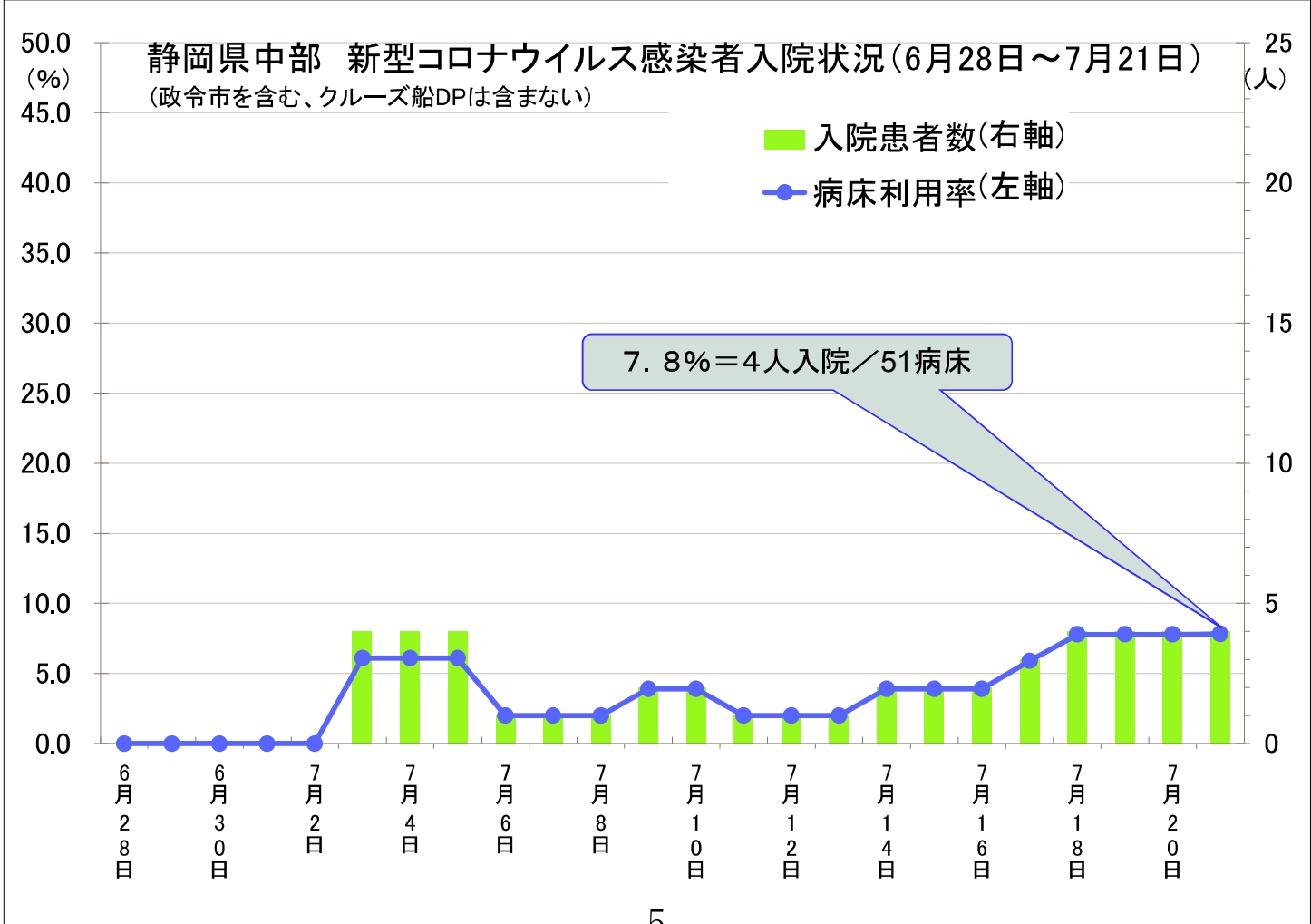
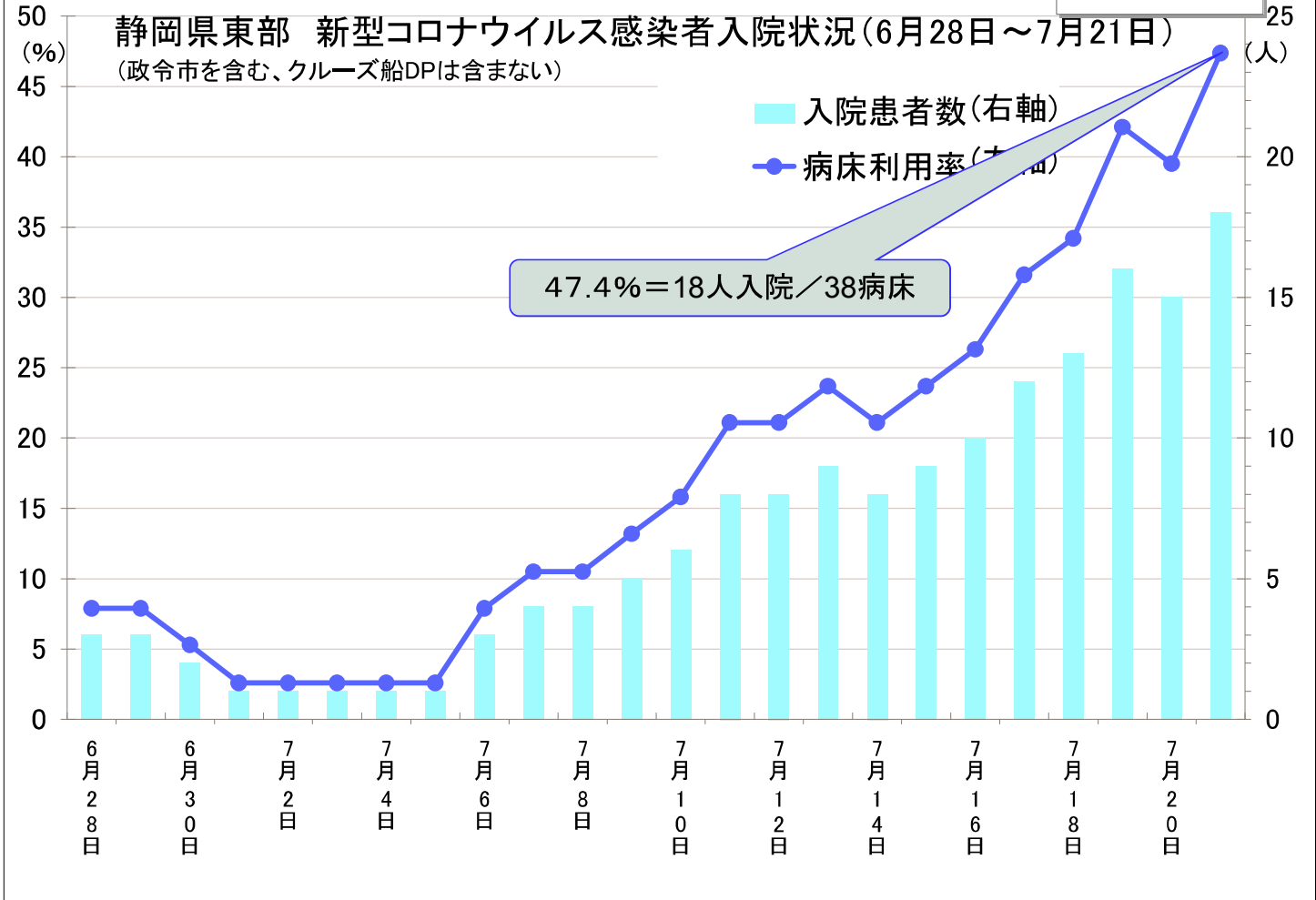


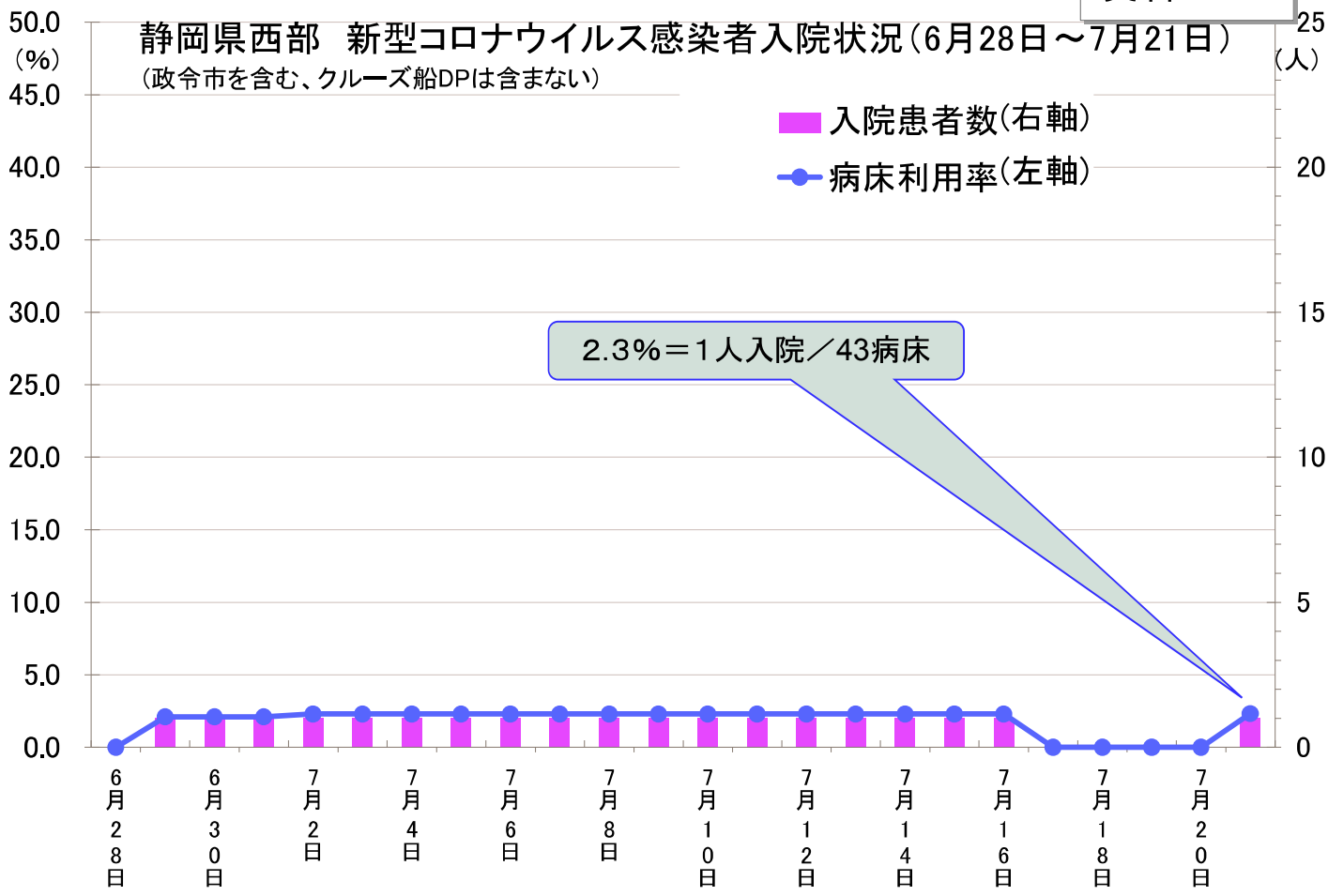
静岡県中部 新型コロナウイルス感染者検査陽性日状況(6月28日～7月21日)

(政令市を含む、クルーズ船DP及び検疫所確認感染者は含まない)

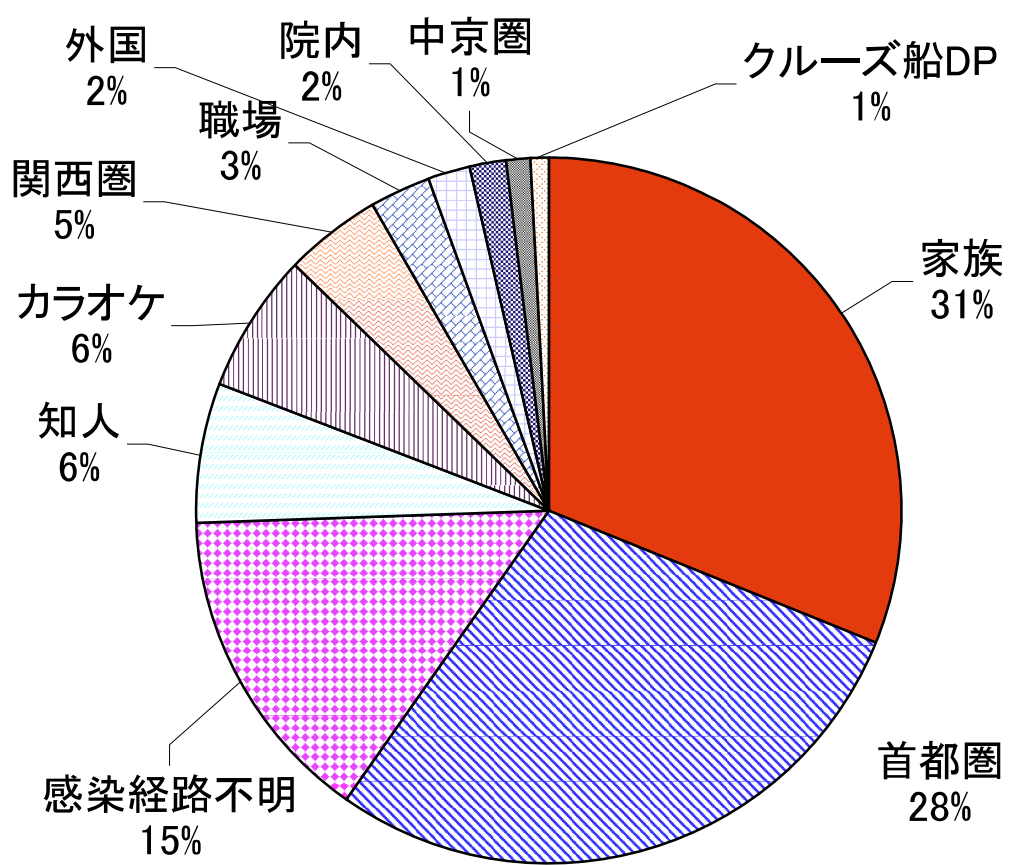






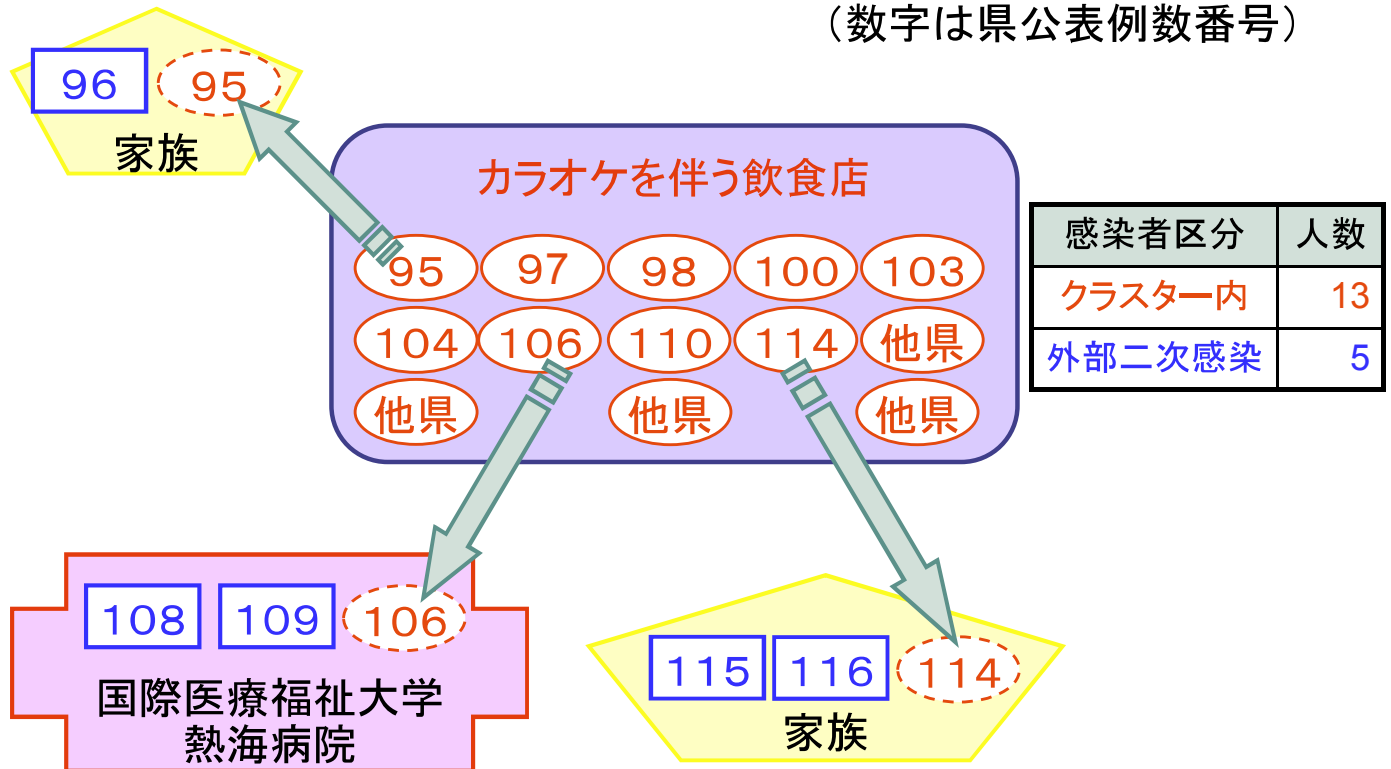


感染経路別感染者割合 7月19日時点



熱海市のカラオケ・クラスター関連感染者状況 7月21日時点

(数字は県公表例数番号)



■ 熱海市のカラオケ・クラスターの分析

■ 発生要因

- ・歌唱時のマスクの非着用
- ・飲酒時の大きな声での会話
- ・室内の換気不足 などが想定

7月21日 飲食店への啓発結果
251施設のうち立入施設113施設の状況

業種	施設数	対策○	対策△	対策×
食堂	99	8	90	1
バー	2		2	
キャバレー	1		1	
その他	11	2	9	
計	113	10	102	1

対策○:十分に取り組んでいる

対策△:一部取り組んでいる

対策×:不十分である

■ クラスターへの対応の課題

- ・名簿等がない場合、濃厚接触者の把握の困難度が非常に高い
- ・そのため公表の同意が得られない場合の店名公表のルール化が必要

■ クラスター発生による課題

- ・当該地域における病床の余裕度が急速に低下
- ・高齢化率の高い地域では高齢患者の増加に伴い重症者が増加

熱海市で発生したクラスターへの対応（健康福祉部）

I 熱海市域での対応

1 食品衛生監視指導と合わせた新型コロナウイルス感染症対策の周知

7月21日（火）に熱海保健所による熱海市内飲食店に対する食品衛生監視指導に合わせた新型コロナウイルス感染症対策の周知を実施。

熱海市及び関係団体も帯同し、対策の実施を奨励。

2 濃厚接触者調査の体制強化

本庁、東部及び中部健康福祉センターから延べ12人の保健師を熱海保健所に派遣し、濃厚接触者調査の体制を強化

II 県内全域への対応

1 飲食店への感染対策の徹底を通知

2 店舗名公表の目安を決定

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための店舗名等公表の目安

新型コロナウイルス感染症患者が発生した店舗等に関する情報公開については、患者本人及び店舗等の管理者の合意に基づき公表することを原則としている。

一方で、クラスター（集団感染）が店舗等で発生し、感染者が不特定多数と接触した可能性がある場合にもかかわらず、利用者の特定ができない事態に際しては、患者本人及び店舗等の管理者の同意が得られなくとも、感染拡大を防ぐため情報を公表する必要性が生じるため、本県における店舗名等公表の目安について、下記のとおり整理した。

なお、適用にあたっては、個別具体的に検討し、判断する。

本県における店舗名等公表の目安

- 1 当該店舗等で、感染者集団（クラスター）が発生している場合又は、その恐れが高い場合
- 2 多数の利用者が存在すると考えられ、かつ、速やかに濃厚接触者の特定が出来なければ感染拡大の可能性が高い場合
- 3 店舗等の利用者の名簿等がなく、濃厚接触者の特定のためには利用者等から保健所に申し出ていただく必要がある場合
- 4 同業・類似する店舗等が当該地域に複数存在し、具体的な名称等を公表しないと店舗等を誤認する恐れがある場合

新型コロナウイルス感染症状況把握のための評価指標と目安【改定版】

1 感染拡大状況 専門家会議から助言を得て、県が感染流行期を判断

指標	感染拡大状況評価指標 (◎重点指標)				
	◎(1)	◎(2)	(3)	(4)	◎(5)
感染流行期	1週間の新規感染者数 (人口10万人あたり)	1週間の感染経路不明者数	感染経路不明の感染者率	PCR等検査陽性率	クラスター発生状況
感染まん延期	70人以上 (1.9人以上)	50人以上	70%以上	7%以上	クラスターの発生時に規模や状況等により個別に評価
感染移行期 後期	35人以上 (0.94人以上)	21人以上	60%以上	5%以上	
感染移行期 前期	14人以上 (0.38人以上)	7人以上	50%以上	3%以上	
感染限定期	14人未満 (0.38人未満)	7人未満	50%未満	3%未満	
感染休止期	4週連続0人	0人	—	4週連続0%	

指標の説明 : 過去7日間の累計もしくは平均で算出

感染流行期の説明

感染まん延期	新規感染者の発生が過大である状況
感染移行期	新規感染者の発生が増加傾向にある状況
感染限定期	新規感染者の発生が少数に限定されている状況
感染休止期	県内で新規感染者の発生が1か月程度認められない状況

上記5つの指標値が変動した際には、目安を参考にして感染症対策専門家会議を開催し、感染拡大状況等について県に助言をいただく。

2 病床ひっ迫状況 専門家会議から助言を得て、県が病床のひっ迫状況を判断

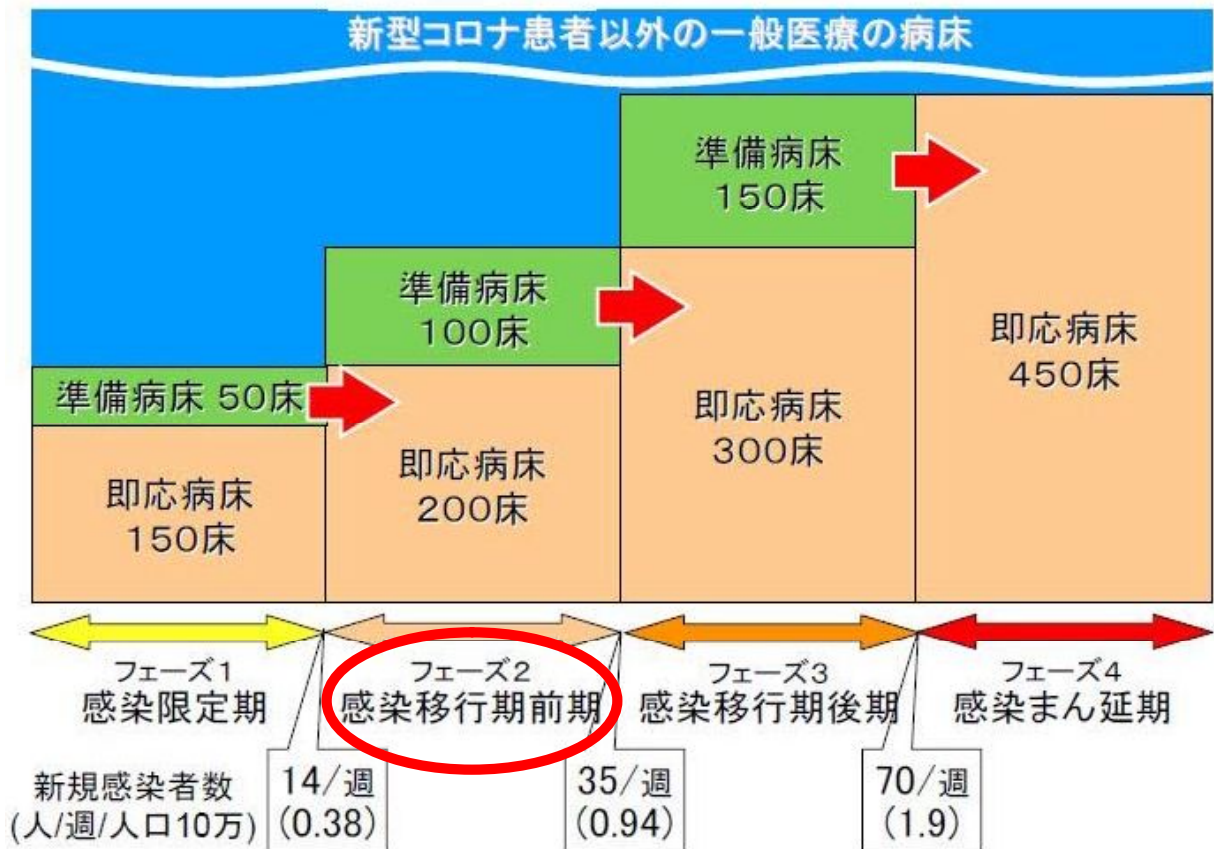
(6) 病床利用率	単なる絶対値の評価ではなく、個々の医療機関の医療提供体制のひっ迫状況について、実情を踏まえて把握し判断
(7) 重症者数(人工呼吸器装着患者数)	

静岡県の感染拡大状況

指標 週	感染拡大状況評価指標 (◎重点指標)					感染流行期 (フェーズ)
	◎(1)	◎(2)	(3)	(4)	◎(5)	
	1週間の新規 感染者数 (人口10万人当たり)	1週間の 感染経路 不明者数	感染経路 不明の 感染者率	PCR等 検査陽性率	クラスター 発生状況	
5月14日～20日	1人 (0.03人)	0人	0%	0.2%	発生なし	感染限定期
5月21日～27日	2人 (0.06人)	1人	50%	0.5%	発生なし	感染限定期
5月28日～6月3日	0人 (0人)	0人	—	0%※	発生なし	感染限定期
6月4日～10日	2人 (0.06人)	1人	50%	0.5%	発生なし	感染限定期
6月11日～17日	2人 (0.06人)	1人	50%	0.7%	発生なし	感染限定期
6月18日～24日	1人 (0.03人)	0人	0%	0.3%	発生なし	感染限定期
6月25日～7月1日	1人 (0.03人)	0人	0%	0.2%	発生なし	感染限定期
7月2日～7月8日	8人 (0.22人)	1人	13%	1.2%	発生なし	感染限定期
7月9日～7月15日	10人 (0.27人)	1人	10%	1.1%	発生なし	感染限定期
7月16日～7月21日	19人 (0.52人)	3人	16%	1.7%	発生あり (カラオケを伴う飲食店)	感染移行期 前期

「感染移行期前期」に移行することに伴う医療体制について

1 病床の確保



2 軽症者療養施設（ホテル）

- ・ 東横イン静岡駅北口店の借り上げを8月末まで延長
- ・ 東部、西部地域においても8月を目途に確保

熱海市でのクラスター発生等を踏まえた今後の対応方針（案）

令和2年7月22日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

昨日開催された静岡県感染症対策専門家会議において、本県における感染状況の評価が、「感染限定期」から「感染移行期・前期」に引き上げられた。県としては、専門家会議での評価を踏まえ、以下の対応方針により、クラスターの封じ込め対策及び県内の感染防止対策を実施する。

1 クラスターの封じ込め対策

(1) クラスターの現況分析

- 感染拡大が進む首都圏からのウイルス持ち込みの可能性が高い
- 室内の換気が悪い状況で、マスク非着用での歌唱や大声での会話が感染拡大の要因と推定
- 利用者名簿等がない場合、濃厚接触者の把握が非常に困難
- 多数の感染者発生により、当該地域の医療提供体制が急速に低下

(2) クラスター対策の基本方針

- 迅速な情報公開により濃厚接触者の早期把握
- 積極的疫学調査やPCR検査により、感染経路、感染範囲を特定
- 発生要因を踏まえた注意喚起により、次のクラスター発生を抑止

(3) 封じ込め対策

- 熱海保健所等による積極的疫学調査の強化
- 利用客の帰国者・接触者相談センターへの相談の呼び掛け
- 団体等の協力により、カラオケや接待を伴う飲食店への感染防止対策徹底の働き掛け
- 県東部地域で急増する感染者に対応できる医療提供体制の確保

2 県内事業者の感染防止対策の徹底

- カラオケを伴う飲食店を含む、全ての業態の事業者に対し、感染防止対策の徹底を要請（業界ごとの感染防止ガイドラインの遵守など）

3 県民の感染リスクの回避

- (1) クラスタが発生している地域において、三密に近い室内環境下での歌唱、大声を伴う会話など、感染防止対策が十分にとられていない施設の利用を避けるよう注意喚起
- (2) 他都道府県への移動についての注意喚起
 - 「ふじのくにシステム」による感染状況の監視、都道府県ごとの行動制限を毎週公表
 - 感染が拡大している都道府県への移動については、「新しい生活様式」を徹底した上で、事前の行動計画により滞在時間の短縮や電車の混雑の回避などに努めるとともに、繁華街の接待を伴う飲食店や多人数の会食場所、カラオケを伴う飲食店などクラスターや感染者が発生している場所の回避など、最大限の感染予防行動の要請

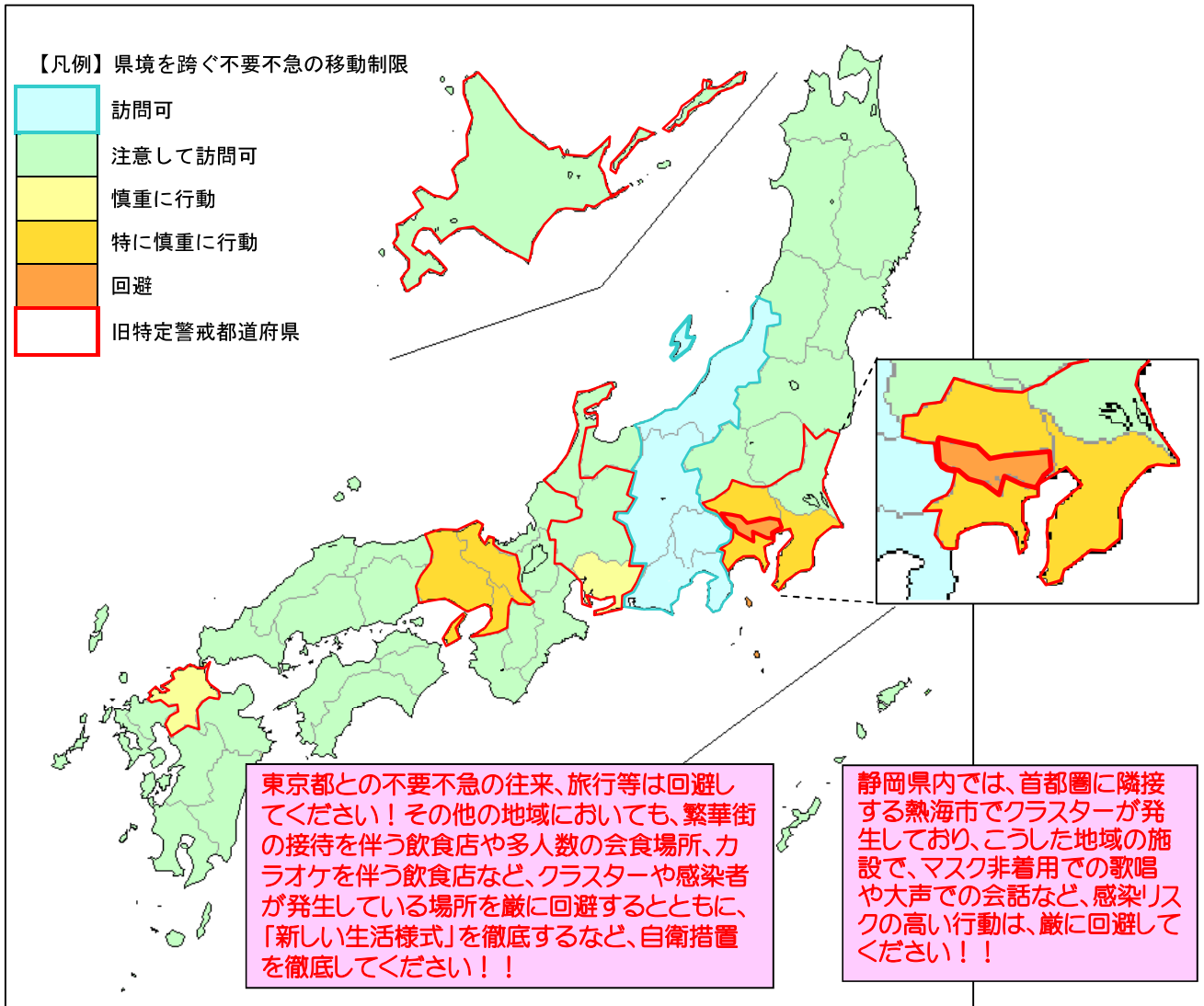
7月22日（水）現在は「警戒レベル3（県内注意（一部警戒）、県外警戒）」です。

これまで、感染拡大が限定的であったのは、県民の皆様の御努力や御協力の賜物です。しかし、東京都での感染拡大が全国に波及し、本県でも熱海市でのクラスターや散発的な感染が確認されており、本県は「感染移行期・前期」となっております。

以下のような行動を心がけていただくようお願いいたします。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

【7月23日（木）以降】県境を跨ぐ不要不急の移動制限



- ◎ **新型コロナウイルスに感染しないためには、見えない感染者（※）に、「近づく可能性をどうすれば減らすことができるか」「知らずに会っても、うつらないようにできるか」が、大切です。**
- ◎ 県内感染の多くは感染経路が特定され、ウイルスは感染拡大地域からです。現状では、**県内**の見えない感染者の可能性は低いと思われませんが、常に**感染防止対策**をお願いします。
- ◎ 一方、東京都では感染者が急増しており、見えない感染者が市中にいる可能性が非常に高まっています。東京都との不要不急の往来、帰省、旅行などは回避してください。また、東京都に準じて感染が拡大する埼玉県、千葉県、神奈川県や京都府、大阪府、兵庫県への移動については、訪問等の必要性を今一度検討いただくなど、感染防止に向けた特に慎重な行動をお願いします。都市部の繁華街の接待を伴う飲食店や多人数の会食場所、カラオケを伴う飲食店など感染者が発生している場所は、厳に回避していただき、「新しい生活様式」の徹底や計画的な行動など、最大限の感染防止対策をお願いします。
- ◎ 感染状況は地域で異なるので、訪問先又は来訪者の地域ごと行動を変えてください。

移動に関する行動制限の詳細については次ページをご覧ください。

◎県内移動に関する行動制限

- 「三つの密」を回避するなど、「新しい生活様式」（別添）を徹底してください。
- 熱海市のカラオケを伴う飲食店でのクラスター発生を踏まえ、感染リスクの高い地域にある、感染防止対策が不十分な施設において、マスク非着用での歌唱や大声での会話など、感染リスクの高い行動は回避してください。

◎県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

1 本県を出発する皆様へ

（静岡県独自の評価によるものであり、外出の検討にあたっては、訪問先の県等が発表している行動制限を尊重してください。）

(1) 全ての外出について、「新しい生活様式」を徹底してください。

(2) 東京都への移動については、回避してください。

〔 ※訪問が、本当に今必要なものであるか、改めて御判断ください。
また、訪問に代わる手段で対応できないか、御検討ください。 〕

(3) 埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県への移動については、特に慎重に行動してください。

(4) 愛知県、福岡県への移動については、慎重に行動してください。

〔 ※訪問の際は、訪問地域の感染状況を把握し、訪問目的などを十分御検討ください。
「新しい生活様式」を徹底した上で、事前の行動計画により滞在時間の短縮や電車の混雑の回避などに努めるとともに、繁華街の接待を伴う飲食店や多人数の会食場所、カラオケを伴う飲食店などクラスターや感染者が発生している場所を回避いただくなど、最大限の感染予防行動をお願いします。 〕

〔※やむをえず(2)訪問の場合と、(3)、(4)共通〕

(5) 新潟県、山梨県、長野県を除くその他の道県への訪問は、「新しい生活様式」など感染予防行動を徹底した上で、注意して訪問をお願いします。長距離での移動は感染リスクを高めるほか、これまで感染状況が少ない地域でも、急に感染が拡大している所があるため、訪問先の感染状況や経由地（東京都経由など）に御留意ください。

2 本県を訪問される皆様へ

（帰省する方、訪問者には、県民の皆様からも呼びかけてください。）

(1) 移動に際しての交通手段や移動の際の「新しい生活様式」に基づく行動の徹底に配慮してください。

(2) 東京都の皆様は、訪問の自粛をお願いします。

〔 ※本県への帰省や訪問等については、御家族や先方の方などとその必要性や時期等について、今一度御検討ください。 〕

(3) 埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県の皆様は、訪問の際には、特に慎重な行動をお願いします。

(4) 愛知県、福岡県の皆様は、訪問の際には、慎重な行動をお願いします。

〔 ※御自身の体調管理に留意の上、無理な移動は回避いただくとともに、来訪の際には、自身や相手が感染しているかもしれないという視点に立ち、感染しない・させないよう「新しい生活様式」の徹底等の感染予防行動をお願いします。 〕

〔※やむをえず(2)訪問の場合と、(3)、(4)共通〕




(5) 新潟県、山梨県、長野県を除くその他の道県からの来訪は、長距離移動による感染リスクや経由地に御留意いただき、注意して訪問をお願いします。

(6) 県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、既に感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、「新しい生活様式」の徹底のほか、「三つの密」が重なる場所に行かない、作らないなど、感染予防対策の徹底をお願いします。

※見えない感染者：感染していても無症状や軽症で、自分が感染していることに気付いていない人。発症前2日前から感染力があるなど、本人が知らないまま、他人に感染させてしまうリスクがある。

「新しい生活様式」実践例(抜粋)

別添

<p>感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い</p> 			<p>公共交通機関の利用</p> 
<p>◆人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける</p>	<p>◆外出時、屋内で会話するときは症状がなくてもマスク着用</p>	<p>◆家に帰ったら手や顔を洗う</p>	<p>◆会話は控えめに ◆混んでいる時間帯は避ける</p>
<p>娯楽、スポーツ等</p> 	<p>食事</p> 	<p>冠婚葬祭などの親族行事</p> 	<p>働き方</p> 
<p>◆公園はすいた時間、場所を選ぶ ◆ジョギングは少人数で</p>	<p>◆大皿を避けて、料理は個々に ◆持ち帰りや出前、デリバリーを利用</p>	<p>◆多人数での会食を避ける ◆発熱・風邪症状がある場合には参加しない</p>	<p>◆テレワークやローテーション勤務 ◆会議はオンライン</p>

「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」(新型コロナウイルス感染症対策) (令和2年7月)

レベル	警戒レベル		基本的行動内容				国際評価
	県内	県外	国外	県内移動に関する行動制限	県外移動に関する行動制限	県外評価	
6	【都市封鎖級】			外出禁止を要請	禁止を要請	感染移行期以上	多数又は複数の国・地域において感染が広がっている
5	【特別警戒】			外出自粛や休業要請	原則不可		
4	【警戒】		国外は警戒以上	外出自粛や休業要請を含む行動制限(やむを得ず外出の場合は3密の回避など感染防止対策を徹底)	県内者の県外移動は回避(注1) 県外者へは自粛の徹底を要請	感染状況が厳しい地域の状況等を評価	
	【注意】 【一部警戒】			施設での感染防止対策を徹底 県内の感染拡大地域でのリスクの高い行為を回避			
3	【注意】			3密の回避を含む「新しい生活様式」の徹底	県内者の県外への移動は対象地域に応じ判断(注2) 県外者へは一部近隣県を除き自粛を要請(注3)		
2	【ほぼ日常】	【注意】		3密を極力回避。基本的な感染対策(注4)の励行など「新しい生活様式」を心がける。感染弱者へ配慮	県内者は県外への移動をできる限り回避 県外者へは一部近隣県を除き自粛を要請(注3)	感染限定期	
	1 1-1	【ほぼ日常】		3密をできる限り回避。基本的な感染対策の励行。感染弱者へ配慮	県境を越える移動可。ただし、感染者の多い地域への移動/同地域からの移入は注意	感染休止期	
1 0-1	【日常】	【日常】 (出入国制限あり)	【注意】	県内に関する行動制限無し	国内に関する行動制限無し 国外との行動制限が一部有り	国内の全域が感染終息	一部地域においては感染が終息していない
	【日常】	【日常】	【日常】	国内・国外のどことの関係でも行動制限無し	国内・国外のどことの関係でも行動制限無し		ほぼ終息

(注1) 県境を跨ぐ移動については、対象地域を分類せず、国内全域を一律「回避」とする。

(注2) 対象地域の感染状況に応じ、行動を選択する。感染移行期以上にある地域への移動は「回避」とする。(警戒レベル毎に県が更新・発表)

(注3) 一部近隣県とは「累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県」。この県との県境を跨ぐ往来は新しい生活様式の徹底のもと可とする。

(注4) 基本的感染対策：身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど